

# 小野市会計年度任用職員採用試験受験申込書

<b>【職 種】 事務補助 (障がい者)</b>	ふりがな		性 別		<b>写 真</b>  縦 4 cm×横 3 cm  申込前 3 ヶ月 以内に撮影し たもの  無帽、上半身、 正面向	
	氏 名		記載は任意			
※受験番号	生年月日 昭和・平成                      年                      月                      日 生		歳 (申込時点)			
ふりがな						
現住所						
郵便番号	—	電話番号 (                      )	—	(                      方呼出)		
ふりがな						
上記以外の連絡先						
郵便番号	—	電話番号 (                      )	—	(                      方呼出)		
<b>学  歴</b>	学 校 名	学 部 ・ 学 科 名	在 学 期 間	制 度	修 学 区 分	
	中学校		S・H・R 年 月～S・H・R 年 月	3年制	卒業 中退	
			S・H・R 年 月～S・H・R 年 月	年制	卒業 中退	
			S・H・R 年 月～S・H・R 年 月	年制	卒業 卒見 中退	
			S・H・R 年 月～S・H・R 年 月	年制	卒業 卒見 中退	
<b>職  歴  (直近のもの3つまで)</b>	勤 務 先 (部課名まで)		所 在 地 (市区町村名まで)	在 職 期 間	職 務 内 容	
			市 区 町 村	S・H・R 年 月から S・H・R 年 月まで		
			市 区 町 村	S・H・R 年 月から S・H・R 年 月まで		
			市 区 町 村	S・H・R 年 月から S・H・R 年 月まで		
<b>資 格 免 許</b>	資 格 免 許 の 名 称		取 得 ・ 取 得 見 込 年 月	資 格 免 許 の 名 称		
	普通自動車運転免許		S・H・R 年 月 取得 取得見込	S・H・R 年 月 取得 取得見込		
			S・H・R 年 月 取得 取得見込	S・H・R 年 月 取得 取得見込		
			S・H・R 年 月 取得 取得見込	S・H・R 年 月 取得 取得見込		
<b>自 己 P R</b>	趣味、ボランティア活動、長所など					
<b>志 望 動 機</b>						
<b>希 望 勤 務 時 間 数</b>	1日 (                      ) 時間 (                      ) 分 (週                      日勤務)		<b>パ ソ コ ン 基 本 操 作</b>	(Word 基本操作)	(Excel 基本操作)	(メール送信)
				・ できる ・ できない	・ できる ・ できない	・ できる ・ できない
<b>障 害 程 度</b>	<b>級</b>	障害名	(就業時に特別な配慮を要する場合は、その旨を記入してください)			
今回の職員募集はどのような方法でお知りになりましたか。						
<input type="checkbox"/> 小野市のホームページ <input type="checkbox"/> 新聞折込チラシ <input type="checkbox"/> ハローワークの求人 <input type="checkbox"/> その他 (                      )						
私は、地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当していません。						
以上のおとり相違ありません。						
令和                      年                      月                      日						
氏 名						

〈記入上の注意事項〉

- 1 記載事項に不正がある場合は、採用される資格を失うことがあります。
- 2 ※欄以外は、すべて記入してください。(該当のない場合は「なし」と記入してください。)
- 3 記入は受験者本人の自筆により、黒ボールペン又は黒インクを用いて丁寧に書いてください。
- 4 「上記以外の連絡先」欄は、現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入してください。  
また、携帯電話をお持ちの方で、差し支えがなければ携帯電話の番号を記入してください。

◆地方公務員法第 16 条（欠格条項）に該当する人は、受験できません。

※ 欠格条項

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第五章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者